

財 関 第 1598 号
平成 28 年 12 月 27 日

各 稅 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
梶川 幹夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税税率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）の一部の施行に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 29 年 1 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。